

公認審判員資格取得者（2017～2019年度）の  
更新登録について（お知らせ）

2019年4月 審判委員会

公認審判員資格登録継続のための更新手続期間が改定され、「審判資格の有効期間が年度末（3月末）に切れる、以前の1年間」となりました。

該当の方は審判委員会へ、申請書と費用の提出を11月末日までに行なってください。  
（個人宛通知文書を後日郵送します。登録時から住所変更された方、他県で取得された方は担当まで連絡ください）

- 該当者—2017(平成29)年度に2級、3級または2015(平成27年度)に1級資格取得者（新規取得者及び更新登録者）です。
- 更新登録費用—それぞれの級の登録料に消費税、事務手数料（1,000円）を含め、以下ようになります。
  - 3級（3年間）…5,000+400+1,000=6,400円
  - 2級（3年間）…7,500+600+1,000=9,100円
  - 1級（5年間）…15,000+1,200+1,000=17,200円
- 手続き方法—更新申請書に記入し（印鑑不要）、更新登録料とともに審判委員会を通じて申し込む。（FAX不可）
- 提出先—〒290-0062 市原市 八幡 903-1  
千葉県バドミントン協会 審判委員会・丸山秀之  
TEL：0436-43-4857 携帯：070-4082-6945  
メールアドレス：h\_mrym2932@yahoo.co.jp
- 登録料支払先—指定の口座（個人宛通知文書に記載）へ振り込んでください。明細票のコピーを申請書に同封してください。  
通知文書がなく口座が不明な方は問合せください。
- その他
  - ・必ず今年度協会登録（千葉県で2019年度登録）を済ませ、更新申請をしてください。千葉県で資格取得または前回の更新をされても、今年度は他の都府県で会員登録されている方は、登録した都県協会の手続きをしてください。
  - ・申請の期限は厳守ください。期限を過ぎ、連絡もなく申請書の郵送、振込みをされても受付できない場合がありますので、必ず連絡をください。

昨年度該当者で未更新の方へ

これまで行なわれていた、移行期間の特別措置（更新手続期間を過ぎた場合の手続き）はなくなりましたので、失効となります。